

税制上の特別措置

所得税の障害者控除

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害のある方の場合、その障害のある方1人につき所得金額から次の控除額を差し引くことができます。また、同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ、本人、配偶者または本人と生計を一にする親族のいずれかと常に同居をしている場合は「同居特別障害者」となります。

要件		控除額	窓口
特別障害者の場合	身体障害者手帳1・2級 療育手帳(A)・A 精神障害者保健福祉手帳1級 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が	40万円	手帳または認定書を持参し、下記の税務署へ確定申告するか、または勤務先で年末調整を行ってください。 ・浦和税務署（担当区：中央区、桜区、浦和区、南区、緑区） 中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL 600-5400 ※ ・大宮税務署（担当区：西区、北区、大宮区、見沼区） 大宮区土手町3-184 TEL 641-4945 ※ ・春日部税務署（担当区：岩槻区） 春日部市大沼2-12-1 TEL 048-733-2111 ※ ※電話でのご相談は、自動音声案内で「1」番を選択してください。
同居特別障害者の場合	上記に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など	75万円	
特別障害者以外の場合	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が 上記に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など	27万円	

市民税・県民税の障害者控除

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害のある方の場合、その障害のある方1人につき所得金額から次の控除額を差し引くことができます。また、同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ、本人またはその配偶者もしくは本人と生計を一にする親族のいずれかと常に同居をしている場合は「同居特別障害者」となります。

要件		控除額	窓口
特別障害者の場合	所得税に同じ	30万円	手帳または認定書を持参し、下記の市税事務所に市民税・県民税申告書を提出してください。 北部市税事務所 個人課税課 大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所5階 普通徴収第1係（担当：大宮区）TEL 646-3102 普通徴収第2係（担当：西区、見沼区）TEL 646-3103 普通徴収第3係（担当：北区、岩槻区）TEL 646-3104 南部市税事務所 個人課税課 浦和区常盤6-4-21 とさわ会館2階 普通徴収第1係（担当：浦和区）TEL 829-1386 普通徴収第2係（担当：中央区、緑区）TEL 829-1387 普通徴収第3係（担当：桜区、南区）TEL 829-1389
同居特別障害者の場合		53万円	
特別障害者以外の場合	所得税に同じ	26万円	※年末調整、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書または確定申告で障害者控除を申告された方は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。
上記に該当する方で前年分の合計所得金額が135万円以下の場合		非課税	

相続税の障害者控除

障害のある方が相続または遺贈により財産を取得した時に、日本国内に住所がある法定相続人である場合、一定の額が控除になります。

要件		控除額	窓口
特別障害者の場合	身体障害者手帳1・2級 療育手帳①・A 精神障害者保健福祉手帳1級 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上記に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など	(85歳－相続開始時の年齢)×20万円	・浦和税務署(担当区:中央区、桜区、浦和区、南区、緑区) 中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL600-5400 ※ ・大宮税務署(担当区:西区、北区、大宮区、見沼区) 大宮区土手町3-184 TEL641-4945 ※
特別障害者以外の場合	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上記に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など	(85歳－相続開始時の年齢)×10万円	・春日部税務署(担当区:岩槻区) 春日部市大沼2-12-1 TEL048-733-2111 ※ ※電話でのご相談は、自動音声案内で「1」番を選択してください。

特定障害者に対する贈与税の非課税

要件	控除額	窓口
特定障害者の方が「特定障害者扶養信託契約」に基づく、信託受益権の贈与を受けた場合 ※特定障害者には、特別障害者の方のほか、一定の障害者の方を含みます。	・特定障害者のうち特別障害者の方 6,000万円まで非課税 ・特定障害者のうち特別障害者以外の方 3,000万円まで非課税	各信託銀行等 なお、この場合、信託銀行等に「障害者非課税信託申告書」を提出する必要があります。

個人事業税

要件	控除額	窓口
両眼の視力を喪失した方、または万国式試視力表により測定した両眼の矯正視力が0.06以下の視力障害者の方が、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で営む場合	非課税	さいたま県税事務所(担当区:中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区、北区、大宮区、見沼区) 浦和区北浦和5-6-5 TEL822-4076 春日部県税事務所(担当区:岩槻区) 春日部市大沼1-76 TEL048-737-2208

一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等による消費税の非課税

障害のある方が使用する補装具や車椅子などの購入費用や修理、改造のための費用は、消費税が非課税になる場合がありますので、購入時に確認してください。

自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の減免

〈窓口〉自動車税事務所 大宮区下町3-8-3 TEL658-0227

自動車税事務所 大宮支所 西区中釘2152 TEL623-0600

自動車税事務所 春日部支所 春日部市増戸752-5 TEL048-763-4111

さいたま県税事務所 浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎1階 TEL822-5131

春日部県税事務所 春日部市大沼1-76 春日部地方庁舎2階 TEL048-737-2110

※ 県税事務所では、その年の4月1日現在所有（使用）している自動車税の種別割に限り受け付けます。
4月1日以降に取得した自動車の自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）については、自動車税事務所・同支所で申請してください。

◇減免を受けることができる自動車

下記に該当する方や家族が所有しているか、または取得する自動車で、埼玉県内に居住する下記に該当する障害者の通院、通学、通所、生業に使用する自動車（障害のある方1人について1台）の自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の一定額が減免されます。

手帳の種類及び障害の区分		減免の対象となる障害の級	
身体障害者手帳	視覚	1級から3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）	
	聴覚	2級、3級	
	平衡機能	3級	
	音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限ります。）	
	上肢	1級、2級	
	下肢	1級から6級まで	
	体幹	1級から3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級から6級まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能	1級、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能	1級から3級まで		
療育手帳	㊤、A		
精神障害者保健福祉手帳	1級（障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方に限ります。）		

※障害名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級（上肢○級、下肢○級など）を確認します。
※障害のある方が施設等に入所している場合は、身体障害者手帳1・2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳㊤又はAの方もしくは精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院等で精神通院医療を受けている方に限り対象となります。
※戦傷病者手帳は、身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。

◇手続きに必要な書類

自動車の所有者（納税義務者）		自動車の運転者	必要な書類
ア	障害者本人	障害者本人	①②③④⑧⑨
		障害者と同一生計の家族等	①②③④⑤⑧⑨
イ	障害者と同一生計の家族等	障害者本人	※同居している場合は⑤を省略できます。
		障害者と同一生計の家族等	
ウ	障害者本人 （世帯に運転免許証をお持ちの家族等がない方）	常時介護者（障害者のために常時運転される方）	①②③④⑥⑦⑧⑨

共通

①身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳

※必ず実物（複数の手帳の交付を受けている場合は、すべての手帳）

精神障害者保健福祉手帳で申請される方は併せて自立支援医療受給者証（受給者証の交付を受けていない場合は精神通院医療を受けていることが確認できるもの）が必要です。

②運転者の運転免許証（コピー可、表裏両面）

③自動車検査証（コピー可）※電子車検証の場合は原本（電子車検証と自動車検査証記録事項のそれぞれのコピーでも可）

④自動車税の種別割の納税通知書（4月1日午前0時時点で所有する自動車で申請される方）

障害者と同一生計の家族等が別居の場合

⑤障害者と同一生計の家族等の氏名が併記された健康保険証、源泉徴収票など、同一生計（扶養関係）であることが確認できる書類（コピー可）

または同一生計に関する誓約書（所定様式）を自動車税事務所のホームページからダウンロードしてあらかじめ用意していただくか、納税義務者の方が申請にお越しくください。

上記「手続きに必要な書類」でウに該当する場合

⑥障害者の住民票の写し（世帯全員）※申請前3か月以内に発行されたもの

⑦常時介護者の誓約書（所定様式）

自動車税事務所のホームページからダウンロードしてあらかじめ用意していただくか、障害者のために常時運転する方が申請にお越しくください。

自動車税関係書類様式集 埼玉県

検索

年度途中で取得した自動車の場合

⑧自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）、軽自動車税（環境性能割）申告書（報告書）（自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）を利用して登録した場合は不要）

減免を受けていた自動車がある場合

⑨減免を受けていた自動車の処分が確認できる書類（コピー可）

〔例〕登録識別情報等通知書（一時抹消登録）、移転登録・名義変更後の自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）

※手帳を交付申請中の場合、減免の仮申請をすることができます。上記①のかわりに、手帳の交付を申請した事実がわかる書類（受理済み申請書のコピー等）が必要です。

◆申請場所・申請期限（窓口での申請）

	4月1日時点で所有している自動車	年度途中で取得した自動車 ^{※2}
申請場所	自動車税事務所・同支所又は県税事務所	自動車税事務所・同支所（県税事務所では申請できません。）
申請期限	納税通知書に記載された納期限 ^{※1}	登録の日から30日以内 ^{※3} （1か月ではありません。）

※1 期限を過ぎても申請できますが、減免額は申請月の翌月からの月割額となります。

※2 登録時に減免の対象となる税額がない自動車は、今年度は申請できません。詳しくはお問い合わせください。

※3 申請期限を過ぎた場合、自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）は減免できません。自動車税（種別割）については、減免を受ける自動車が2台にならない限り、申請月の翌月分からの月割りの減免になります。

令和4年度から窓口での申請に加えて、「郵送申請」・「電子申請」による受付を開始しました。

手続等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。P62記載の窓口までお問い合わせください。

障害者のための自動車税減免 埼玉県

検索

軽自動車税（種別割）の減免

〈窓口〉北部・南部市税事務所個人課税課

北部市税事務所個人課税課（担当：西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区）

大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5 階

TEL646-3102 FAX646-3164

南部市税事務所個人課税課（担当：中央区、桜区、浦和区、南区、緑区）

浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 2 階

TEL829-1386 FAX829-6236

◇減免を受けることができる軽自動車等

専ら障害のある方が通院、通学、通勤または生業のために使用している軽自動車等について、軽自動車税の種別割の減免を受けることができます。

手帳の種類及び障害の区分		減免の対象となる障害の級	
身体障害者手帳	視覚	1 級から 3 級、4 級の 1（4 級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08 ～ 0.1）	
	聴覚	2 級、3 級	
	平衡機能	3 級	
	音声又は言語機能	3 級（こゝ頭が摘出された場合に限りです。）	
	上肢	1 級、2 級	
	下肢	1 級から 6 級まで	
	体幹	1 級から 3 級、5 級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1 級、2 級
		移動	1 級から 6 級まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能		1 級、3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能		1 級から 3 級まで	
療育手帳		㉠、A	
精神障害者保健福祉手帳		1 級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方	

※障害名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級（上肢〇級、下肢〇級など）を確認します。
 ※戦傷病者手帳は、身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。

◇手続きに必要なもの

軽自動車の所有者（納税義務者）	軽自動車の運転者	必要な書類
ア 障害のある方本人	本人	①②③④⑤
	同一生計の方	①②③④⑤⑥
イ 障害のある方と同一生計の方	本人	※同居している場合は⑥を省略できます。
	同一生計の方	
ウ 障害のある方のみで構成される世帯の障害のある方	障害のある方を常時介護する方	①②③④⑤⑦

①納税義務者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカードなど）

②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

※必ず実物を持参してください。

③【精神障害者保健福祉手帳の場合のみ】自立支援医療受給者証（コピー可）

④運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可）

⑤自動車検査証（コピー可）

※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項

⑥障害のある方と同一生計の方の氏名が併記された健康保険証、源泉徴収票など、同一生計であることが確認できる書類（コピー可）

⑦常時介護の誓約書（事前に北部・南部市税事務所個人課税課にご相談ください。）

〈注意事項〉

(1) 減免申請を行うことができる期間は、納税通知書が届いてから納期限までです。（通常、5月上旬から5月31日までです。）

※ 減免決定前に納付された軽自動車税の種別割については、減免の対象になりませんので、ご注意ください。

※ 一度減免を受けた場合は、申請内容に変更がない限り、翌年度以降の減免申請を省略できます。

(2) 減免台数は障害のある方1人につき1台です。自動車税の種別割の減免を受けた場合は、軽自動車税の種別割の減免を受けることはできません。

(3) 自動車検査証に事業用と記載されている車両またはリース車両は、軽自動車税の種別割の減免の対象ではありません。

利子所得等の非課税に関する制度

預貯金や国債などの利子は、原則としてその支払の際に20.315%（所得税・復興特別所得税15.315%、地方税5%）の税率を乗じて算出した所得税等が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税となっています。

ただし、障害のある方又は寡婦で一定の要件に該当する人の貯蓄の利子等については、次の非課税制度があります。

制度の種類	対象となる貯蓄	非課税扱いを受けるための手続	窓 口
障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（障害者等のマル優）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金 ・ 合同運用信託 ・ 特定公募公社債等運用投資信託 ・ 有価証券 貯蓄の元本の合計額 350万円まで	最初の預入、信託又は購入をする日までに「(特別) 非課税貯蓄申告書」を金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出するとともに、原則として、預入等の都度「(特別) 非課税貯蓄申込書」を金融機関の営業所等に提出しなければなりません。	金融機関の営業所等
障害者等の少額公債の利子の非課税制度（障害者等の特別マル優）	国債及び地方債 上記制度と別枠で、額面の合計額 350万円まで	なお、この申告書を提出する際には、身体障害者手帳や年金証書など一定の公的書類を提示する必要があります。	

※「障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度」は、日本郵政公社の民営化に伴い廃止され、平成19年10月1日以降は、「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象とされています。

所得税及び市民税・県民税の医療費控除及び医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

〈窓口〉 浦和税務署（担当区：中央区、桜区、浦和区、南区、緑区）

中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館 TEL 600-5400

大宮税務署（担当区：西区、北区、大宮区、見沼区）

大宮区土手町 3-184 TEL 641-4945

春日部税務署（担当区：岩槻区）

春日部市大沼 2-12-1 TEL 048-733-2111

北部・南部市税事務所個人課税課（61 ページ参照）

◆医療費控除

医師等による治療などに支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。なお、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）との選択適用となります。医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を確定申告書または市民税・県民税申告書の提出の際に、添付する必要があります。医療費の領収書は、確定申告期限等から5年間、自宅等で保管してください。

$$\text{算式：} \quad \boxed{\text{その年中（市民税・県民税の場合は前年中）に支払った医療費の総額}} - \boxed{\text{保険金などで補填される金額}} - \boxed{\text{10万円または総所得金額等の5\%（いずれか少ない額）}} = \boxed{\text{医療費控除額（最高200万円）}}$$

※保険金などで補填される金額とは、社会保険等から支給を受ける療養費などのほか、医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

医療費控除の対象となる医療費とは、次のようなものをいいます。

- (1) 次のもののうち、その症状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
 - ア 医師または歯科医師による診療代または治療代
 - イ 治療または療養のために必要な医薬品の購入費
 - ウ 病院等へ収容されるための人的役務の提供の対価に係る費用
 - エ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術費
 - オ 保健師、看護師などに支払った療養（在宅療養を含みます。）上の世話の費用
 - カ 助産師による分べんの介助料
 - キ 介護保険制度の下で提供される次の一定のサービスの対価
 - ・介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設における施設サービスの対価として支払った額
 - ・指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における施設サービスの対価として支払った額の2分の1相当額
 - ・一定の居宅サービスの対価として支払った額
 - ク 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る費用
- (2) 次のような費用で、医師等による診療や治療などを受けるために直接必要なもの
 - ア 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の部屋代や食事代の費用、医療器具の購入代や賃借料の費用で通常必要なもの
 - イ 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費用
 - ウ 傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつの使用が必要であると認められるときのおむつ代。この場合、領収書のほか、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。証明書の用紙は、各区役所高齢介護課^(※)にあります。
 - エ 人工肛門のストーマ（排泄孔）または尿路変向（更）のストーマ用装具に係る費用。この場合、領収書のほか、医師が発行した「ストーマ用装具使用証明書」が必要となります。証明書の用紙は、各区役所支援課^(※)にあります。

※ ホームページ（<https://www.city.saitama.jp/001/004/002/001/001/p061000.html>）からもダウンロードできます。

◇医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、医療費控除の特例として、セルフメディケーション税制が創設されました。

スイッチ OTC 医薬品等一定の医薬品の購入のために支払った金額がある場合には、次の算式によって計算した金額を医療費控除の特例として所得から差し引くことができます。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。

算式：

その年中（市民税・県民税の場合は前年中）に支払ったスイッチ OTC 医薬品等一定の医薬品の購入費総額	-	保険金などで補填される金額	-	1 万 2 千円	=	医療費控除額（最高 8 万 8 千円）
--	---	---------------	---	----------	---	---------------------

(1) 対象となる医薬品

- ア スイッチ OTC 医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品の内、医療用から転用された医薬品）
- イ 令和 4 年以降に購入された医薬品でスイッチ OTC 医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品

(2) 対象となる支払期間…平成 29 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日

(3) 適用納税者…次の検診等又は予防接種（以下、「一定の取組」といいます。）を受けている者

- ア 保険者（健康保険組合、国民健康保険等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
- イ 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- ウ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- エ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主健診】
- オ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- カ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

(4) 添付又は提示が必要な書類

- ア セルフメディケーション税制の明細書（添付）
（医薬品購入に係る領収書は、確定申告期限等から 5 年間、自宅等で保管してください。）
- イ 適用を受ける年分において、一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）
（令和 4 年度以後の申告（令和 3 年分以後の医療費の支払分の申告）については添付又は提示は不要ですが、確定申告期限等から 5 年間、自宅等で保管してください。）

※医療費控除に関する詳しいことは、国税庁ホームページをご覧ください。

また、セルフメディケーション税制の対象とされるスイッチ OTC 医薬品等一定の医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載されています。